

答申第37号  
平成14年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三様

情報公開審査会  
会長 真砂泰輔

公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年4月26日付け諮問第6号で諮問のあった標記の件について、別紙のとおり  
答申します。

(別紙)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「兵庫県立五色精光園において平成12年5月に起きた投薬事故の内容とその後の経過が記載されている文書」(以下「本件公文書」という。)について、不存在を理由として非公開とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、以下のとおりである。

- (1) 本件公文書の公開請求に対して、実施機関が平成14年3月25日付けで行った非公開の決定を取り消し、その公開を求める。
- (2) 精神的苦痛を受けたことに対する損害賠償を兵庫県に求める。

#### 2 異議申立ての理由

- (1) 異議申立人が実施機関に提出した異議申立書の記載によると、異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

平成12年5月に兵庫県立五色精光園で入所者に対する投薬事故があり、当該入所者のその後の記録があるにもかかわらず、五色精光園は事故の事実を隠す等して兵庫県知事及び兵庫県民の尊厳を傷つけたので、精神的苦痛を受けたことに対する損害賠償と当該入所者の投薬事故後の記録の公開を求める。

- (2) 異議申立人がその後情報公開審査会に提出した意見書では、おおむね以下のことを述べている。

平成12年4月23日に、兵庫県立五色精光園で入所者に対する薬の誤投与があり、その薬の副作用により当該入所者が転倒事故を起こし、頭部数針を縫う大怪我をした。

兵庫県社会福祉事業団及び兵庫県立五色精光園が、この事実を兵庫県、薬を誤投与された入所者の家族及び異議申立人に対して報告しなかったこと等は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に反し、兵庫県知事及び兵庫県民の存在を侮辱したので、精神的苦痛を受けたことに対する損害賠償を兵庫県に請求する。

### 第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び口頭での意見陳述において述べられた非公開理由は、次のように要約される。

- 1 兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例(昭和37年兵庫県条

例第22号、以下「設管条例」という。)第5条第1項及び県立社会福祉施設管理等委託契約(以下、「委託契約」という。)第1条第5号に基づき、実施機関は兵庫県立五色精光園成人寮(以下、「五色精光園成人寮」という。)の管理を社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)に委託している。

2 また、実施機関は、委託契約第2条第4号及び設管条例第3条に基づき、五色精光園成人寮における知的障害者福祉法第21条の6に規定する業務(18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う)を事業団に委託している。

3 実施機関は、入所者に不測の事故が起こった場合や、入所者の安全が脅かされる状況が現れた場合、遅滞なく事業団から報告を受けている。五色精光園成人寮で入所者に事故が生じた場合に、事故報告を事業団本部及び実施機関に対して行うか否かは、五色精光園長が判断することとなっている。

4 実施機関は、異議申立人からの公文書公開請求を受けて、同人が主張するような投薬事故が発生した事実があったのか否かについて事業団に説明を求めたところ、以下の説明を受けた。

(1) 平成12年5月中に五色精光園において投薬事故が起こった事実はない。

(2) 同年4月23日に、異議申立人が五色精光園成人寮入所者(以下、「本件入所者」という。)に薬の誤投与を行った(以下、「本件投薬事故」という。)が、直ちに薬を吐かせ、本件入所者の身体に影響はなかった。

(3) 本件入所者の経過を数日間、注意深く観察したが特段の変化はなかったこと等から五色精光園長は、事業団本部及び実施機関へ報告を行わなかった。

5 異議申立人の意見書に、本件入所者が本件投薬事故の後、薬の副作用のために転倒事故を起こし、頭部数針を縫う大怪我をした旨の記述があったことから、このような事故が発生した事実があったのか否かについて事業団に説明を求めたところ、以下の説明を受けた。

(1) 本件投薬事故の翌日、本件入所者が五色精光園内で転倒し、頭部を数針縫うケガをした(以下、「本件転倒事故」という。)。本件入所者を診察した医師の判断は以下のとおりであった。

本件入所者が通常服用している薬にはめまい等の副作用がある。

前日に誤投与を受けた薬にはめまいを起こすものは見当たらない。

本件転倒事故がめまいによる転倒によるものだとしても、本件投薬事故が原因とは考えにくい。

(2) 五色精光園長は、本件入所者のケガに事件性はなく、本件投薬事故と本件転倒事故とは無関係であると判断し、事業団本部及び実施機関へ報告を行わなかった。

6 平成12年5月に五色精光園で投薬事故が起こった事実はないため、実施機関は本件公文書を作成も取得もしていない。

なお、同年4月23日に五色精光園で本件投薬事故が起こったが、前述のとおり、実施機関はこの事故について事業団から報告を受けていなかった。そのため実施機関は本件投薬事故の内容とその後の経過を記載した文書を作成も取得もしていない。

これらのことから、実施機関は本件公文書の公開請求に対し、不存在を理由に非公開決定をしたものである。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件公文書について

本件請求に係る公文書公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」の欄を見ると、「兵庫県立五色精光園において平成12年5月に起きた投薬事故の内容とその後の経過」と書かれている。これは、同園において同年5月中に起きた投薬事故の内容とその後の経過が記載されている文書の公開を請求する趣旨であると解される。

##### 2 本件公文書の存否について

(1) 異議申立人は本件公文書の公開を求めているが、実施機関は平成12年5月に兵庫県立五色精光園で投薬事故が発生した事実はなく、よって、同園から投薬事故に係る報告書を受け取ってもいないし、作成もしていないとする。

(2) 実施機関が事業団に確認したところによると、

平成12年5月中に五色精光園において投薬事故が発生した事実はない。

平成12年4月23日に、異議申立人が関与する誤投薬の事実があった。

平成12年4月24日に、本件入所者が転倒し、負傷した事実があった。

及び の事実に関し、事業団は実施機関に報告していない。

以上のことが認められる。異議申立人は、これらの点に関し、特に異なる事実を主張することもなく、これらが事実と反するとも主張しない。

(3) これらの点を総合的に判断すると、平成12年5月中に五色精光園において異議申立人が主張するような投薬事故が発生したとは認め難いと判断せざるを得ない。

したがって、報告書を受領していないという実施機関の主張は正当であって、不存在を理由とする本決定は妥当であり、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
14.4.26	・ 諮問書の受領
14.5.15	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
14.5.21	・ 異議申立人の意見書の受領
14.6.21 (第135回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
14.7.4	・ 異議申立人の意見書等の閲覧等の申出に対する決定
14.7.5	・ 実施機関の非公開理由補足説明書の受領
14.7.22 (第136回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
14.9.6 (第137回審査会)	・ 審議
14.9.18 (第138回審査会)	・ 審議
14.9.30	・ 答申